

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち規則関係）に対する意見募集の結果について

令和元年 12 月 25 日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力規制検査等に関する規則の制定案について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 30 日まで（30 日間）

対 象： 原子力規制検査等に関する規則案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：10 件※

○御意見に対する考え方：別紙のうち番号 1～6、10～25 及び 27～31

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のうち番号 1～6、10～25 及び 27～31 の 27 件。

提出意見とこれに対する考え方

番号	提出意見	考え方
1	<p>第3条第3項 「第一項の規定による検査の結果並びに第七条各号に掲げる追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、」とありますが、第七条は手数料の額に関する規定のため、事業者へ検査結果を通知することが目的とすると追加検査の要件を規定した（第三条）”前項各号”が適切と考えます。</p> <p>なお、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「2.5 追加検査対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）」の最終段の「なお、追加検査の実施に当たっては、当該事業者に対して対応する検査手数料の納付を当該事業者に求める。」に対応した条文として記載されているのであれば、当該記載が「手数料の納付」に関する規定であることを明確にするため、「第一項の規定による検査の結果及び前項各号に掲げる追加検査の区分並びに第七条各号に掲げる追加検査の手数料及び検査事項を通知するとともに、」と明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>前段について、御指摘を踏まえ、「第一項の規定による検査の結果並びに前項各号に掲げる認められた劣化に係る追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、」を「第一項の規定による検査の結果並びに前項各号に係る追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、」に修正します。</p> <p>後段について、追加検査の区分を示すことにより手数料の額は明らかであるため、原案のとおりとします。</p>
2	<p>第3条 原子力規制検査は他の手数料が必要な許可・認可等のように”事業者の意思”（タイミング）によって申請するものではなく、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「2.8 総合的な評定の結果の通知及び公表」の最終段の「この際、当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の検査手数料の納付を求める。」と記載されている通り、事業者は「手数料納付の通知」を受けて対応することになりますので、「手数料の納付の通知」を行うことを本規則において明確にして頂きたい。</p> <p>具体的には、「第1項の検査結果の通知」に合わせて「手数料の納付の通知」を行うことを第3条に追加して頂きたい。</p>	<p>上記1の後段で示した考え方を参照してください。</p>
3	<p>第3条では「追加検査」を行う基準については記載されていますが、「特別検査」を行う基準についても記載する必要はないのでしょうか。</p>	<p>特別検査は、法第68条に基づく立入検査として行うものであることから、本規則中に規定はしていませんが、本規則と一体として運用する原子力規制検査等実施要領（以下「実施要領」という。）の2.6特別検査の実施に係る判断に記載をしています。</p>

4	<p>第3条 第1項に「基本検査」、第2項に「追加検査」が記載されておりますが、「特別検査」についても記載が必要だと思いますので、原子力規制検査等実施要領と対応させる形で最低限の記載を追記して頂きたいと思います。</p>	<p>上記3で示した考え方を参照してください。</p>
5	<p>第3条第1項 「原子力規制検査は、検査対象事項の全般について、」とありますが、”検査対象事項の全般”では対象が曖昧であることから、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「2.1 検査等 (1) 検査対象」の記載に合わせ、”法第六十一条の二の二第一項に定める検査対象事項の全般”と、明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、「原子力規制検査は、検査対象事項の全般について、」を「原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、」に修正します。</p>
6	<p>・第3条第1項の「核原料物質の使用に係る施設」とは法第57条の7第2項第6号に規定するものを指していると理解されるところですが、「施設」が許可申請書の記載事項の対象とはなっていない、法第61条の3第1項の許可を受けた者（核原料物質を使用する者（核原料物質使用者、国際規制物資使用者のうち国際規制物資使用者）については、本ただし書きの対象外であると理解してよろしいか？（第7条、別表の「核原料物質の使用に係る施設」についても同様。）</p>	<p>法第57条の8において「核原料物質を使用する者（前条第1項第1号又は第3号に該当する場合を除く。第61条の2の2第1項及び第81条第2号において同じ。）」と規定されていることから、法第61条の2の2第1項に規定する原子力規制検査の対象となる「核原料物質を使用する者」には、法第57条の7第1項第2号に規定する「第61条の3第1項の許可を受けた者」（法第57条の7第1項第3号に該当する場合を除く。）が含まれますので、当該者は御指摘の「本ただし書」の対象となります。なお、法第61条の3第3項において、許可申請書の添付書類として核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要を記載した書類の提出を求めています。</p>
7	<p>第3条第1項 ・変更部分の「法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置」と「法第五十六条の三第二項に規定する防護措置」とは、同一のものであると理解してよろしいか？</p>	<p>「法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置」について、使用者には核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用則」という。）第3条の4第1項各号に規定する事項を核物質防護規定に定め、遵守することを求めています。 一方、「法第五十六条の三第二項に規定する防護措置」について、使用者には使用則第3条の3第2項各号に規定する防護措置を求めています。 そのため、これらの措置は同一ではありません。</p>
8	<p>第3条第1項 ・変更部分の「法第六十一条の二の二第一項第四号イ」は「法第六十一条の二の二第一項第四号イ」の誤記ではないのか？</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

9	<p>・変更部分の「特定核燃料物質の防護のために必要な措置」は、原子炉等規制法第59第1項に規定する「原子力事業者等から運搬を委託された者」による措置は含まれないものと理解してよろしいか。本第3条の「使用施設等における検査」はオンサイトにおける検査を指しており、事業所外運搬でのオフサイトにおける措置に係るものは対象外であると思われるので。</p>	<p>法第61条の2の2の規定に基づき原子力規制検査の対象となる「原子力事業者等」は、法第57条の8に規定する「原子力事業者等」であり、法第59条第1項に規定する「原子力事業者等から運搬を委託された者」は含まれません。</p> <p>本規則第3条第1項に規定する「使用施設等における検査」において、特定核燃料物質の事業所外運搬における防護措置は、原子力事業者等から運搬を委託された者が実際に行う措置を含め、法第61条の2の2第1項第4号ハの規定に基づき、原子力規制検査の対象となります。</p>
10	<p>3頁2～5行目</p> <p>第三条第2項には、追加検査の実施に係る判断基準として、「安全活動における軽微な劣化」「安全活動における劣化（前号及び次号に掲げるものを除く。）」「安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化」とありますが、判断基準が不明確です。</p> <p>別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等実施要領」2.5「追加検査対応区分の設定」及び表6「追加検査対応区分」が具体的な判断基準になると思いますが、事業者の費用負担を伴う措置の判断基準であり、規則で明確に記載する、または規則側に要領との関係を明確に記載していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、実施要領の表6に本規則第3条第2項の区分を記載する旨の修正をします。</p>
11	<p>第3条第2項</p> <p>「次に掲げる劣化が認められた時は、追加の検査を行うものとする。一…軽微な劣化」とあるが、「軽微な劣化」とはどういう状態のことを言っているのか。</p> <p>・「原子力規制検査等実施要領 表6 追加検査対応区分」における「第2区分」のことか。</p> <p>・「検査気づき事項のスクリーニングに関するガイド」における「軽微」のことか。</p> <p>定義が不明確であるため、規則で明確に記載していただきたい。</p>	<p>前段について、「軽微な劣化」とは、「原子力規制検査等実施要領 表6 追加検査対応区分」における「第2区分」を意味します。</p> <p>後段について、上記10で示した考え方を参照してください。</p>
12	<p>3頁 第4条第1項1～4号</p> <p>当該の規定は、法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項の詳細を規定していると思われるが、法の条文の記載とほとんど差がなく、記載内容についても「その他〇〇」という記載となっており、何でも読み取れる記載になっている。規則においては、具体的な規定が必要ではないか。</p>	<p>従前の各事業規則（例えば、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第3項各号及び第97条第2項各号）と同様の規定であり、立入検査は法の趣旨に鑑み法の実施に必要な限度において様々な活動が可能となっているため、原案のとおりとします。なお、制度の運用を変更するものではありません。</p>
13	<p>・第4条第1号「工場若しくは事業所」について：別表の区分欄の「工場又は事業所（原子力船を含む。）」とのタームの違いは、第4条では原子力船は含まないということの意味しているのか？</p>	<p>第4条第1号の「事務所又は工場若しくは事業所」には原子力船は含みません。</p>

1 4	<p>5 頁 2～4 行目</p> <p>規則第五条には、安全実績指標の領域区分は次の一～三とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原子炉施設の保全及び運転に関する領域 二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域 三 特定核燃料物質の防護に関する領域 <p>一方、別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等実施要領」16 頁表 4 においては、「原子力施設安全」「放射線安全」「核物質防護」とされています。</p> <p>規則と実施要領の領域が一致していないことから、規則第 5 条に定める報告期限と、実施要領で定める各々の安全実績指標との関係が明確ではありません。(訓練サイクル毎に評価する指標は四半期毎とも年度毎とも違います。)従って、規則第五条と実施要領の領域の記載の整合を図る必要があると考えます。</p> <p>安全実績指標は、事業者には報告義務を課しているものであるため、規則で実施要領の表 4 の内容を記載する、または規則側に要領との関係を明確にしたい。</p>	<p>実施要領では、本規則の規定を分かりやすく簡便な用語に置き換えています。御意見を踏まえ、実施要領の表 4 を修正し、本規則の対応する号番号を記載します。</p>
1 5	<p>第 5 条第 1 項第 1 号</p> <p>「一 原子炉施設の保全及び運転に関する領域」とありますが、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「表 4 安全実績指標」の「原子力施設安全」であるので表現の整合を図って頂きたい。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>
1 6	<p>第 5 条第 1 項</p> <p>「一 原子力施設の保全及び運転に関する領域」とありますが、原子力規制検査等実施要領の表 4 と整合するよう「原子力施設安全に関する領域」に修正をお願い致します。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>
1 7	<p>第 5 条第 1 項第 2 号</p> <p>「二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域」とありますが、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「表 4 安全実績指標」には該当する領域はなく、第二号の領域は「放射線安全」であるので表現の整合を図って頂きたい。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>
1 8	<p>第 5 条第 1 項第 2 号</p> <p>「二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域」とありますが、原子力規制検査等実施要領の表 4 と整合するよう「放射線安全に関する領域」に修正をお願い致します。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>

19	<p>第5条 安全実績指標の報告に対して 安全実績指標の報告期日を45日以内としているが、45日目が休日の場合を考慮し「45日目が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日をデータ提出期日とする」旨の記載が必要と考えます。</p>	<p>行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条により、行為の期限であって法律又は法律に基づく命令で期間をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなすこととされており、このため、原案のとおりとします。</p>
20	<p>第5条第1項 安全実績指標の報告は、該当期間終了後、45日以内とされていますが、最終日が休日の場合は翌営業日として頂くよう、修正をお願い致します。</p>	<p>上記19で示した考え方を参照してください。</p>
21	<p>第5条 報告期日を45日以内としているが、45日目が休日の場合の扱いについて「45日目が休日の場合は、休日明けの日までに報告する」旨の記載が必要と考えます。</p>	<p>上記19で示した考え方を参照してください。</p>
22	<p>第5条第1項 四半期における安全実績指標を当該四半期の終了後四十五日以内に報告（第二号に掲げる事項は各年度における安全実績指標を当該年度の終了後四十五日以内に報告）と記載されておりますが、第一号に掲げる事項のうち訓練サイクルごとに報告する安全実績指標（原子力規制検査実施要領の表4の〇8、〇9）の報告の扱いについては記載されておきませんので、記載していただきたい。</p>	<p>安全実績指標のうち、「⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合」と「⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）」については、訓練サイクルの最終日が含まれる四半期の報告において数値データが報告され、一方、それ以外の（訓練サイクルの最終日が含まれない）四半期の報告においては該当がない旨の報告を行うよう、ガイド等で明記する予定です。</p> <p>これにより、訓練サイクルごとに報告される安全実績指標も、第一号に含まれる他の指標と同様に、報告の時期は四半期ごととし、数値データが報告されるか、該当がない旨の報告がされるかいずれかとなります。このため、原案どおりとします。</p>
23	<p>・第5条第1号の「原子炉施設」は原子炉等規制法において使用する用語に例がありません。（原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号の「発電用原子炉施設」を指しているのか？）</p>	<p>御意見を踏まえ、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に修正します。</p>
24	<p>・第5条第2号の「核燃料物質等」の「等」は何を指しているのか？（「核燃料物質によつて汚染された物」か？）</p>	<p>御意見を踏まえ、「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染されたもの（別表において「核燃料物質等」という。）」に修正します。</p>
25	<p>溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとする旨の記載があるが、今般の検査制度見直しにより制度自体が無くなる施設定期検査や定期安全管理審査については手数料の扱いが定められていない。</p> <p>施設定期検査の終了証や定期安全管理審査の評定結果を得ていないのに、手数料控除の扱いが無いのは不釣合いであると思われる。相応の手数料控除が</p>	<p>溶接安全管理審査については、施行日までに審査に着手していない案件が想定されることから、所要の経過措置を規定したものです。また、使用前検査についても、施行日までに検査に着手していない案件が想定されることが判明したことから、経過措置を規定することとする修正を行います。</p> <p>改正法により制度が変更される検査又は審査のうち施行日までに検査又は審査に着手しているものについては、要領書作成、</p>

	<p>あるべきではないか。または、手数料控除が行えないならば、納付済み手数料に相当するサービスを既に事業者は受けているということだと思いが、その見解を頂きたい。</p> <p>その他、今回の検査制度見直しに伴って検査・審査の途中で制度が変わるもの全般について、納付済み手数料の考え方を示して頂きたい。</p>	<p>現地検査、文書・実地審査などを実施して行政コストが発生しているため、手数料の控除の対象とはしません。</p>
26	<p>経過措置</p> <p>現行制度においては、施設定期検査・定期安全管理審査・溶接安全管理審査は合格証もしくは評定結果が規制側より発行されて完了となるが、今回の制度変更時に申請済み・実施中の扱いとなる施設定期検査・定期安全管理審査・溶接安全管理審査（未着手の溶接安全管理審査除く）は、規制側から検査・審査結果を示すものは提示されず、2020年3月末日を以て自動的に終了（完了）になるということによいか。</p>	<p>改正法においては、施設定期検査、定期安全管理審査及び溶接安全管理審査の経過措置は規定されておらず、制度移行時点で廃止となることから、施行日において申請済又は実施中の案件については、評定結果などが通知されずに終了します。</p> <p>なお、既に作成した審査記録等の文書は施行日をもって完結処理をして保管し、必要に応じて原子力規制検査等に活用することとします。</p>
27	<p>別表四の項</p> <p>検査手数料は検査物量（検査時間）を考慮して定められているとのことで4つに区分されていますが、全ての燃料を使用済燃料ピットに貯蔵した状態で長期停止中のプラントについて、原子力規制検査はサンプリング数の減少など、稼動プラントより検査物量が低減されるように配慮されると面談等でお聞きしているが、当該年度に稼動予定がない場合（検査物量が低減される場合）は「その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの」に該当することを明記していただきたい。</p> <p>該当しない場合、検査物量を標準物量から低減されたプラントに対応する区分を追加して頂きたい。</p>	<p>手数料については、施設の建設段階、供用段階及び廃止措置段階において標準的に必要となる検査量を基準として算定しているものです。長期停止中の施設で廃止措置段階にないものについては、その後の運転を念頭に施設管理等の状況について検査を行うことが必要であることから、「その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第43条の3の34第2項の認可を受けたものを除く。）」として手数料を適用することとしています。</p> <p>なお、個別のサンプリング数については、施設の状況に応じて合理的な運用に努めることとしています。</p>
28	<p>別表四の項</p> <p>中欄の区分「発電用原子炉（研究炉を除く）」の「その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの」および「その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの」について、当該区分の対象となる始期（前提条件）が、発電用原子炉設置者として許可を受ける「設置許可」、設置工事に着手となる「設計及び工事計画認可」、保安措置の運用開始となる「保安規定認可」であるのか明確化して頂きたい。</p>	<p>法第61条の2の2第1項において、「原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない」と規定されており、原子力規制検査の起点は設置の許可となります。</p> <p>また、「その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの」とは、運転計画等により当該年度において、核燃料物質を受け入れる計画となっているものが該当します。</p>
29	<p>別表四の項</p> <p>中欄の区分「発電用原子炉（研究炉を除く）」の「その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの」について、当該区分の始期について確認させて頂きたい。</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正案（以下、「改正法」という。）61条の2の2では、原子力事業者は原子力規制検査を受けることを求め、ここでいう原子力事業者は、改正法57条の8で発電用原子炉設置者と定義され、発電用原子炉設置者は、改正法43条の3の8で、改正</p>	<p>前段については、上記28で示した考え方を参照してください。</p>

	<p>法 43 条の 3 の 5 第 1 項の許可を受けたものと記載されている。よって、原子炉設置許可を受けた年度から原子力規制検査が開始されるのか確認したい。</p> <p>この場合、法解釈として、改正法 43 条の 3 の 24 の保安規定は、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前までに認可を得ることとされており、認可を得る始期は明示的でないが、原子力規制検査開始（原子炉設置許可を受けた年度内）までには保安規定の認可を得ておくことを求めると解釈するのか確認したい。</p>	<p>後段については、建設段階で保安規定の認可を受けていない発電用原子炉施設については、整備規則の附則において、施行日から 6 月以内に保安規定の認可の申請を求めるとしてあります。</p>
3 0	<p>・別表の番号四の「研究開発段階発電用原子炉」は原子炉等規制法において使用する用語に例がありません。（原子炉等規制法第 2 条第 5 項の「発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉」を指しているのか？）</p>	<p>御意見を踏まえ、第 1 条の「この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。」を「この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。」と改め、政令第 1 条で用いている「研究開発段階発電用原子炉」と同義であることを明確化します。</p>
3 1	<p>別表四の項 「四 発電用原子炉施設 研究開発段階発電用原子炉に係るもの」の事項は区切り間違いのため、次頁へ移動すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>